

集

臨

も、たとえ、過去の法律関係の存否を確定することなく、紛争解決の实效性と確保するために必要の場合もある。PIが指摘する判例(以下、47年判決といふ。)は、まさにこの場合であった。

確保するため必要の場合もある。PIが指摘する¹⁾来(以下、47年判決といふ。)は、主丁に20場合であった。

2. 47年判決の事案は、遺言により遺贈贈与した財産は、100万円を
11 <、全財産であった。この場合、現在の法律関係を確認しようとするは、
12 対象とする財産をすべて取り挙げるべき、確認すべき生計が
25 ない。

3. 本件では、遺言により、遺贈したる財産は、甲1のみにある。Eは、現在
15
甲1の所有権を有することの確信をすべし。47年判決のように、
16
甲1過去の法律関係を確信する必要はない。

4. よて、本件に47年判決の射程は及ばず、(原則通り)本件は實言
無効確認の訴えは、確認の利益を欠くものとして却下されるべきで
ある。→「ソバノノ」がある点の訴えとして認められず。

1. 被告適格を有する者とは、その者を被告として請求認容判決を得た場合に原告の法的利益が保護されるという関係にある者である。

2. したが、「実行看は、真言の執行に必要の一切の点を

見本

樂

同

すろ権限も権利義務を有している。そのため、Dは土地甲の処分権を有しているため、被告適格を有するとはいえるのである。

3. しかしながら、遺言執行者が、権限を有するものではないと、あくまで「遺言執行者の範囲」に限られる。本件では、土地甲2。所有権移転登記は既にCに經由され、Dの遺言執行業務は終了したといえる。そのため、Dは土地甲2の処分権を有しないから、Dには被告遺言格がない。

1. 請求原因は、以下が通じである。

2. ① F15, 平成15年4月1日, 死亡7=。

② G.H. L. 2. 13. 0

③ 元は、~~①当時、土地を所有していた。~~

1. 「言」にあつた。GOWEのうゝ「~~26~~年」の音「カ」で「D」の主張がな

また、¹⁸「その文の部分で②の主張がなされている。¹⁹③について主張は
²⁰その主張が十分読めないので、²¹この主張の「これは」とも受け
たのは、²²それとなく、²³その文で示す部分にある。

2. この点、弁論主義は、裁判所と当事者との間の役割の分担を問題とするものであるが、主要事実の主張は、いづれの当事者の責任であるか、あるいは主要事実が既に当事者により主張されているとせば、それがたまたま主張責任を

夏7月、当第1におて王座されて、裁判所はこの事実を裁明せ
る（主権交通の原典）。

21
そのため、③の主張を責任は ~~自分~~ 共、Hニ対して主張以外にして
210

→ 上はともかく

3. ゆえに、裁判所は、上記請求原因を^判決の基礎とすることにおいて、

第4 設問4

1. 前訴で、Gの所有権確認訴訟が棄却されたことにより、GがH土地の所有権を有していることにつき既判力が生じた。そして、後訴において、GがH土地の共有持分権を有するとの主張は、設問の理解と前提とすると、既判力において、遮断される。Hが原則である。

2. もっとも、本来、前訴におけるGの本訴請求は、相続分に依いて共有持分の割合で一部認容されるべきであった。それにもかかわらず、全部棄却されたのであるから、後訴において、FがHの相続人である土地の共有持分権の取得をGが主張することには争点の差、差してあるといえる。争点でよい。

3. はい。Hが前訴に不当な判決である前訴判決の既判力を持出し、Hは、信義則違反である。→ 公共の利益、Hの前訴判決は、Hは、信義則違反である。

4. よう。Gの所有権確認請求を全部棄却した確定判決の既判力は、後訴におけるGの土地の共有持分権を有するとの主張を遮断する。Hが、訴訟物の持分を有する。

全体は、GのHがHの土地の共有持分権を有する以上、
推定され、いさう。

既判力
Hは、HがHの土地の共有持分権を有する以上、
推定され、いさう。